

三 法令等違反行為（法第五十六条の二第一号に規定する法令等違反行為をいう。第五号及び第六号において同じ。）の要求又は依頼をした再就職者（同条第一号に規定する再就職者をいう。次号において同じ。）の氏名
四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第五十六条の二第一号に規定する営利企業等をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時
六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容
（一般地方独立行政法人の理事長による報告）
第十七条 法第五十六条の三第三項の規定による報告は、毎事業年度、当該事業年度の四月一日以後遅滞なく、当該事業年度の前事業年度にされた法第五十六条の二の規定による届出並びに当該前事業年度に講じた法第五十六条の三第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。
第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 特定地方独立行政法人
第五章の章名を次のように改める。
第五章 人事管理
第四十章中第十二条を第十二条とする。
第十條中「第七條第一項若しくは第八條第一項」を「第八條第一項若しくは第九條第二項」に改め、同條の表法第四十二條の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第七條第二項」を「第八條第二項」に改め、同表第七條第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同表第八條第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同表第八條第四項の通知をした場合の項中「第八條第四項の通知をした場合」を「第九條第四項の通知をした場合」に改め、同項第二号中「第八條第四項」を「第九條第四項」に改め、同項第三号中「第八條第五項」を「第九條第五項」に改め、同條を第十一條とする。
第九條を第十條とし、第八條を第九條とし、第七條を第八條とする。
第六條中「第三十五條に規定する政令」を「第三十五條第一項に規定する政令」に改め、同條第一号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同條を第七條とする。
第五條中「第二十一條第五号」を「第二十一條第六号」に改め、第三章中同條を第六條とする。
第四條の次に次の一條を加える。
（申請等関係事務の範囲）
第五條 法別表第二十一号に規定する政令で定める事務は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事務であつて総務省令で定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の総務省令を定めようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（地方税法施行令の一部改正）
第二條 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第四十二條の三第二項中「同條第六号」を「同條第七号」に改める。
（公認会計士法施行令の一部改正）
第三條 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。
第十條第七号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。
（国家公務員退職手当法施行令及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正）
第四條 次に掲げる政令の規定中「第八條第三項」を「第八條第一項第五号」に改める。
一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第七條第三項
二 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第五條

（関税率法施行令の一部改正）
第五條 関税率法施行令（昭和二十九年政令第一百五十五号）の一部を次のように改正する。
第十七條第四号中「第二十一條第五号」を「第二十一條第六号」に改める。
附則
（施行期日）
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
2 一般地方独立行政法人の理事長による報告に関する経過措置
（一般地方独立行政法人の理事長による報告）
（平成二十九年法律第五十四号）第三條の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この項において「新地方独立行政法人法」という。）第八條第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の理事長は、平成三十年四月一日の属する事業年度においては、新地方独立行政法人法第五十六条の三第三項の規定による報告をすることを要しない。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 林 芳正
割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十九年十二月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。
内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成
割賦販売法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十九年十二月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

割賦販売法施行令の一部を改正する政令
内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第五項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
御名 御璽
平成二十九年十二月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

割賦販売法施行令の一部を改正する政令
内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第五項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
御名 御璽
平成二十九年十二月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条中「第四十三号及び第四十四号」を「第四十五号及び第四十六号」に改める。
 第五条第二項中「第三十三條の二第一項第二号(法第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第三十三條の二第一項第三号」に改める。
 第六条中「第三十三條の三第二項」及び「法第三十三條の三第一項の規定による変更登録の申請の日」を削る。
 第十二條第一項中「法第二十条の三第一項」の下に「の規定」を加える。
 第十六条中「第三十五條の三及び」を削る。
 第二十三條中「包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者」を削る。
 第三十一條第四項第五号中「第三十三條の二第一項第十号」を「第三十三條の二第一項第十一号」に改め、同条第十一項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に改め、「事項」の下に「(法第三十五條の十六第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。)」を加え、同項第一号中「又は第三項」を削り、同項第二号中「第三十五條の十六第四項」を「第三十五條の十六第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 法第三十五條の十七の十五に規定する利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置の実施状況に関する事項
 第三十一條第十二項中「第四十條第八項」を「第四十條第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。
 12 法第四十條第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱受託業者から報告をさせることができる事項は、クレジットカード番号等取扱業者による法第三十五條の十六第三項に規定する指導その他の措置に関する事項とする。
 13 法第四十條第八項の規定により経済産業大臣がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。
 一 販売業者又は役員提供事業者と締結した法第三十五條の十七の五第一項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の内容及びその締結の状況
 二 法第三十五條の十七の五第一項第八号に規定する体制の整備の状況
 三 法第三十五條の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する事項
 四 法第三十五條の十七の八第四項又は第三十五條の十七の九に規定する措置の実施状況

第三十二條中「第四十條第九項」を「第四十條第十項」に改める。
 第三十三條第一項第三号及び第二項第三号中「第九項」を「第十項」に改める。
 第三十四條中「受けた者」の下に「クレジットカード番号等取扱業者」を加え、「若しくは立替払取扱業者」を「立替払取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改め、同条ただし書中「及び第七号から第十一号まで」を「第七号及び第九号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第三十五條の三及び」及び「第三十五條の三」を削り、同条第三号中「第三十四條第一項、第三十四條第二項」を「及び第三十四條第一項、同条第二項」に、「第三十四條の二第一項」を「法第三十四條の二第一項」に、「第三十五條の三」において準用する法第二十四條を「第三十四條の四」に改め、同条第四号中「並びに第三十三條」を「第三十三條」に、「(これらの各規定を法第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第三十三條の二第二項」を「同条第二項」に、「第三十三條の三第一項、第三十三條の三第二項において準用する法第十五條第三項」を「法第三十三條の三第一項及び第二項」に、「第三十四條の三第一項、第三十四條の三第二項」を「並びに第三十四條の三第一項、同条第二項」に、「第三十四條の二第三項」を「第三十四條の二第五項」に、「第三十五條の三」において準用する法第二十六條第一項を「並びに第三十五條第三十二條第一項」に、「第三十五條の三の三十五」を「法第三十五條の三の三十五」に改め、同条第六号中「第三十五條の三の二十六第二項」を「法第三十五條の三の二十六第二項」に、「第三十五條の三の二十八第一項、第三十五條の三の二十八第二項において準用する法第十五條第三項、第三十五條の三の二十五及び第三十五條の三の二十六第一項」を「法第三十五條の三の二十八第一項及び第二項」に、「第三十五條の三の三十三第一項、第三十五條の三の三十三第二項」を「第三十五條の三の三十三第二項」に、「第三十五條の三の三十五」を「法第三十五條の三の三十五」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号の次に次の二号を加える。
 八 法第三十五條の十七の三第一項、第三十五條の十七の四及び第三十五條の十七の五第一項、同条第二項において準用する法第十五條第三項、法第三十五條の十七の六第一項及び第二項、第三十五條の十七の七並びに第三十五條の十七の十二第一項、同条第二項において準用する法第三十五條の十七の十一第三項並びに法第三十五條の十七の十四の規定に基づく権限
 九 法第三十五條の十七の十、第三十五條の十七の十一及び第三十五條の十七の十三の規定に基づく権限

別表第一の二第一号中「権利」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同表中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
 二人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。
 附則
 (施行期日)
 1 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条の改正規定、第三十四條第四号の改正規定(第三十四條の二第三項)を「第三十四條の二第五項」に改める部分に限る。及び第三十四條第六号の改正規定(第三十五條の三の三十二第三項)を「第三十五條の三の三十二第五項」に改める部分に限る。公布の日
 二 別表第一の二の改正規定及び別表第一の三の改正規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九年十二月一日)
 (経済産業省組織令の一部改正)
 2 経済産業省組織令(平成二十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
 第九十二條第一号中「クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取扱業者」を「クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 経済産業大臣 世耕 弘成

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十九号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この政令による改正後の児童手当法施行令第一条の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 安倍 晋三

府

令

○内閣府令第五十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖繩総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（建設産業・地方整備課の所掌事務）</p> <p>第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕五 略</p>	<p>（建設産業・地方整備課の所掌事務）</p> <p>第六十五条の二 建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕五 同上</p>

<p>六 建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。</p> <p>〔七〕四十 略</p> <p>四十一 不動産特定共同事業の許可、小規模不動産特定共同事業の登録、特例事業及び適格特例投資家限定事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び適格特例投資家限定事業者の監督に関すること。</p> <p>（企画室の所掌事務）</p> <p>第八十三条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。</p> <p>〔五〕七 略</p> <p>八 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。</p>	<p>六 建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。</p> <p>〔七〕四十 同上</p> <p>四十一 不動産特定共同事業の許可、特例事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項に規定する特例事業をいう。）の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者（同法同条第七項に規定する特例事業者をいう。以下同じ。）の監督に関すること。</p> <p>（企画室の所掌事務）</p> <p>第八十三条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。</p> <p>〔五〕七 同上</p> <p>八 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関すること。</p> <p>〔九〕十二 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附則</p> <p>この府令は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第八十三条の改正規定及び附則第十二条を削る改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。</p>	<p>第十二条 運輸部企画室は、第八十三条各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。</p>